|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **電気設備工事特記仕様書**  （令和5年版）  令和5年5月1日以降適用 | | | | **Ⅰ　工事概要** | | | | 1　工事名  2　工事場所  3　敷地面積  4　構造規模   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 棟名称 |  |  |  | | 構　　　造 |  |  |  | | 階　　　数 |  |  |  | | 建築面積 |  |  |  | | 延べ床面積 |  |  |  |   　　・垂直積雪量：（　　　　）ｍ　　　　　　・風速（Ｖｏ）：（　　　　）m/s  　　・地表面粗度区分　・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ  5　建物用途　建築基準法による用途（　　　　）  6　　　　　　消防法施行令別表第１の区分（　　　　） | | | | **Ⅱ　工事種目** | | | | （・印適用）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 工事種目 | 摘要 | 工事種目 | 摘要 | | ・幹線設備 |  | ・誘導支援設備 |  | | ・電灯設備 |  | ・テレビ共同受信設備 |  | | ・動力設備 |  | ・テレビ電波障害防除設備 |  | | ・受変電設備 |  | ・監視カメラ設備 |  | | ・発電設備 |  | ・防犯・入退室管理設備 |  | | ・電力貯蔵設備 |  | ・自動火災報知設備 |  | | ・構内情報通信網設備 |  | ・雷保護設備 |  | | ・構内交換設備 |  | ・中央監視制御設備 |  | | ・情報表示設備 |  | ・医療関係設備 |  | | ・映像・音響設備 |  |  |  | | ・拡声設備 |  |  |  | | | | | **Ⅲ　電気設備工事仕様** | | | | 1　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様  書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下「標準図」という。）による。  2　特記仕様書の適用等  　(1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  　(2)　特記事項は、・印の付いたものを適用する。・印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  　　　・印と※印が付いた場合は、共に適用する。  　(3)　特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。 | | | | 章 | 項目 | 特記事項 | | 1  一般共通事項 | 1　適用基準等 | 秋田県電気設備工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成16年版）  公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般  社団法人公共建築協会）（令和2年版）  営繕工事写真撮影要領（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） | | 2　工事実績情報システム(CORINS)への登録 | 登録する  (1-1.1.4) | | 3　工事の余裕期間 | ・発注者指定方式　・任意着手方式  　適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。 | | 4　技術者の専任 | ※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。  ・契約締結後、　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。  ※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。 | | 5　週休２日制工事の対象 | (1)工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する営繕課運用」に基づいて実施するものとする。  (2)発注時は4週8休以上を前提に労務費を補正して積算している。  (3)工事完成時、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて、補正分を減額変更する。 | | 6　施工中の環境保全等  7　交通安全管理 | ※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年建設省告示第１５３６号）」  　に基づき、指定された建設機械を使用する。　　　　　　　　　　　　　 　　(1-1.3.8)  ※「建設機械に関する技術指針（平成３年建設省通知第２４７号）」に基づき、指定された  　排出ガス対策型建設機械を使用する。　　 　(1-1.3.8)    関係機関との協議　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　(1-1.3.6)  ・必要（関係機関：　　　　　　　　　　　）　　　・必要なし  交通誘導員  ・配置する（・警備業法第１８条に規定する特定の種別の警備業務　・任意　）  　　（　　　　日×　　　人）  ・配置しない  特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規  則第20号)及び秋田県公安委員会告示第94号(令和2年9月29日)による。 | |  | | 8発生材の処理等 | 特定建設資材廃棄物の発生材の処理　　　　　　　　　　　　　　　　 　(1-1.3.9)   |  |  | | --- | --- | | 種類 | 再資源化等をする施設名・住所・搬出距離（km） | | コンクリート塊 |  | | アスファルト塊 |  | | 建設発生木材 |  | |  |  |   特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理　　　　　　　　　　　　　　 　(1-1.3.9)   |  |  | | --- | --- | | 種類 | 処分施設の名称・住所・搬出距離（km） | |  |  | |  |  | |  |  |   引き渡しを要するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(1-1.3.9)  特別管理産業廃棄物（　　　　）  なお、ＰＣＢを含有する機器は、当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に　収め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。  現場再利用発生材（　　　　）    建設副産物情報交換システム（COBRIS）の利用  　※適用する　　・適用しない  搬入する建設資材  本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、「再生資源利用計画書」作成後、速やかに監督職員へ提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。　　　　　　　　　（1-1.3.9）   |  | | --- | | 次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事  １　体積が500㎥以上である土砂  ２　重量が500t以上である砕石  ３　重量が200t以上である加熱アスファルト混合物  ４　重量が50t以上であるコンクリート  ５　重量が50t以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材  ６　重量が10t以上である木材  ７　重量が0.1t以上である塩化ビニール管・継手  ８　重量が0.1t以上である石膏ボード |   搬出する建設発生材  本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、「再生資源利用促進計画書」作成後、速やかに監督職員へ提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (1-1.3.9)   |  | | --- | | 次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事  １　体積が500㎥以上である建設発生土  ２　コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、　　これらの重量の合計が200t以上であるもの  ３　重量が0.3t以上である建設汚泥  ４　重量が0.3t以上である建設混合廃棄物  ５　重量が0.1t以上である金属くず  ６　重量が0.1t以上である廃塩化ビニール管・継手  ７　重量が0.1t以上である廃プラスチック  ８　重量が0.1t以上である紙くず  ９　重量が0.1t以上である廃石膏ボード  10　重量が0.1t以上である石綿 |   「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事  再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (1-1.3.9)  産業廃棄物税  本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする。 | | 9　概成工期 | 工事期限より（　　）日前　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (1-1.2.1) | | 10　女性技術者活躍モデル工事の対象 | ・発注者指定型  (1)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。  (2)快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。  (3)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。  ※受注者希望型  (1)本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。  (2)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。  (3)快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。  (4)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 | | 11　電気保安技術者 | 配置する　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　(1-1.3.2) | | 12 電気主任技術者の  選任 | ※本工事　　　　　　　　　　　　　　・別途 | |  | 13　施工条件 | ・図示　　　　　　・工事補足説明事項  (1-1.3.3) | |  | 14　機器及び材料の品  　質等 | 本工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、以下のいずれかに該当するものとする。また、石綿を含有しない  ものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(1-1.4.2)  (1)　JIS及びJASマーク等の認証機関のマーク表示のある機材  (2)　エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会）  (3)　秋田県認定リサイクル製品  (4)　建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新年版）（（一社）  公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載製品  (5)　上記以外のもので以下のア～エの事項を満たすもの  ア　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  イ　法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。  ウ　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。  エ　販売、保守等の営業体制が整えられていること。  なお、(5)の材料を使用する場合は、ア～エの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。  　また、参考型番が図示された機材は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。 | | 15　化学物質を放散す  　る建築材料等 | 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。　　　　　　　　　　　　　　　(1-1.4.1)  (1)　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書等に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。  (2)　接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。  (3)　接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。  (4)　⑴の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。  設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。   1. 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムア   ルデヒド発散建築材料以外の材料   1. 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 2. 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料   ④　建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 | | 16　工事写真 | 工事中、完成時ともカラ－写真とする。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 分類 | 規格 | 撮影箇所 | 提出部数 | | 着工前 | サービス版 | 工事写真の撮り方建築設備編 | 部 | | 工事中 | サービス版 | 工事写真の撮り方建築設備編 | 部 | | 完成時 | ・サービス版  ・キャビネ版 | 工事写真の撮り方建築設備編  同上 | 部  　部 | | 営繕年報用 | キャビネ版 | 外部１枚、内部１枚 | 部 |   この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。 | | 17　完成図書等 | ※完成検査後に次の完成図等を速やかに提出する。　　　　　　　　　　　(1-1.7.1～.3)  (1)　完成図書（提出様式は監督職員の指示による）  (2)　完成図及び施工図（原寸）二つ折りに製本したもの  (3)　完成図及び施工図Ａ３版縮小図を二つ折りしたもの  (4)　保全に関する資料  (5)　電子納品対象工事にあっては電子媒体  (6)　その他監督職員が指示したもの  ※附属品、予備品、保守工具等は引継目録を添えて提出する  ※カギ等の表示札は樹脂製（市販品）とする | | 18　電子納品等 | 電子媒体（監督職員提出用）　（　　　　部　）  電子媒体に格納するもの  　1 完成図　（　ＣＡＤ　　　ＰＤＦ　）  　2 監督職員が指示した図面等  　3 完成写真（主要な機器等の外観写真10枚程度）  　4 官公署届出書類  　5 工事概要ファイル  　6 各種工事関係資料  受注者は、次により電子納品を行うものとする。  ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。  (1)　完成図等の取扱は、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領　【令和4年改定】及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」（以下、「要領等」という。）による。  「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領等」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。  (2)　電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。電子納品とは調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品する  ことを言う。  (3)　設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。 | | 19　契約不適合点検 | 契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会うこと。 | | 20　環境への配慮 | 受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう務めなければならない。 | | 21　発注者が実施する調査等に対する協力 | 本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合には、調査に協力しなければならない。 | | 22 電気料金等 | 受電から引渡しまでの電気料金　　　　　　　※本工事　　　・別途  工事着手日から引渡しまでの保安業務費　　　※本工事　　　・別途 | |  | 23　快適トイレ導入対象 | (1)設置に要する費用は、当初は計上していない。  (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。  なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事までとする。  また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。 | |  | 24　法定外の労災保険 | 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 | | 2  共通工事 | 1　仮設工事 |  | | (1)　工事用水及び電  　　 力 | 工事用水　　　構内既存の施設　　・利用できる（※有償　・無償）  　　　　　　　　　　　　　　　　・利用できない  工事用電力　　構内既存の施設　　・利用できる（※有償　・無償）  　　　　　　　　　　　　　　　　・利用できない | | (2)　工事表示板の設  　　 置 | 監督職員が指定する箇所に一箇所設置する。  表示時期は工事着工時から完成時までとする。  表示板の形式   |  |  | | --- | --- | | 建　築　工　事　の　表　示 | | | 工事名称 |  | | 構造・規模 |  | | 工事期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 | | 建築主 |  | | 設計者 |  | | 工事監理者 | （　外　注　委　託　の　場　合　に　記　入　） | | 工事監督者 | 秋田県建設部営繕課又は秋田県○○地域振興局建設部 | | 工事施工者 |  |   注１　表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。  　２　地色は、マンセル記号１ＧＹ７．５/８とし黒文字（角ゴシック）で表現する。  　３　建築主は、契約担当者名とすること。  　４　表示板の大きさ  　※１号（横１８０㎝×縦９０㎝）　　・２号（横２４０㎝×縦１２０㎝）  　・３号（横３６０㎝×縦１８０㎝）　・その他（　　　　　　　　）  建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識等に貼り付けること。 | |  | 2　土工事  　(1)　掘削及び埋戻し | １　本工事の掘削、埋戻しは次による。  　　掘　削　：　※機械掘り　　　・手掘り  　　埋戻し　：　※山　砂　　　　・根切り土（良質土を使用）　　　　　　（2-2.12.1） | | (2)　建設発生土の処  　　 理 | 本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。  工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議する。  ＿・構外指示の場所へ搬出　　　搬出先、距離　（　　　　　　　　km）  ＿※構内指定箇所へ敷きならす　指定箇所　　　（　　　　　　　　　）  ＿・構内指定箇所へたい積する　指定箇所　　　（　　　　　　　　　） | | 3　電気工事  　(1)　呼線の挿入 | 本工事で通線しない新設管路には呼線を挿入する。線種はＥＭ－ＩＥ絶縁電線１．６mm以上とする。  (2-2.2.9)  (2-2.12.4) | | (2)　接地極 | 特記なき接地極の仕様は下表による。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 接地の種別 | 記号 | 接地抵抗 | 接地極仕様 | | | | 雷保護用接地 | ELA | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | 共同接地 | EADLH | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | 共同接地 | EACD | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | Ａ種接地 | EA | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | Ｂ種接地 | EB | Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | Ｃ種接地 | EC | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | Ｄ種接地 | ED | 100Ω  以下 | ・接地銅板 | ※接地棒 | | | 漏電遮断器回路 | EEL | 500Ω  以下 | ・接地銅板 | ※接地棒 | | | 構内交換機（陽極用） | Et | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | 本配線盤の保安装置 | EAt | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | | ・接地棒 | | 電話引込口の保安器 | EDt | 100Ω  以下 | ・接地銅板 | | ※接地棒 | | アンテナ保安器 | ELt | 100Ω  以下 | ・接地銅板 | ※接地棒 | | | 拡声用増幅器 | EDα | 100Ω  以下 | ・接地銅板 | ※接地棒 | | | 防犯装置用 | ES | Ω  以下 | ・接地銅板 | ※接地棒 | | | 測定用 | EO | － | ・接地銅板 | ※接地棒 | | | 避雷器用（低圧用） | ELL | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | 避雷器用（高圧用） | ELH | 10Ω  以下 | ※接地銅板 | ・接地棒 | | | 避雷器用（モデム用） | EMD | 100Ω  以下 | ・接地銅板 | ※接地棒 | | | | (3)　埋設帯及び埋設  　　 標柱 | 埋設配管配線路には、埋設表示用テープ（ビニル製折り返し付）及び埋設標柱（舗装部分は埋設ピンとする）を敷設する。（高低圧、通信共）  （用途、電圧種別等の表示をする。）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (2-2.12.4～.5) | | (4)　プレート | ※金属製（ステンレス、新金属を含む）　　・樹脂製 | | (5)　プレートの用途  表示 | 器具を実装しないものについては用途を示す略標を付ける。 | |  | (6)　ケーブルマークの取り付け | ハンドホ－ル内の用途別のケーブルマークの色別は次による。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 用　　途 | 地　　色 | 文字色 | | 高圧 | 赤 | 黒 | | 低圧 | 白 | 黒 | | 動力 | 青 | 白 | | 通信 | 黄 | 黒 | | 火報 | だいだい | 黒 |   (2-2.2.10)  (2-2.12.5) | | (7)　盤名称などの表  　　 示 | 各盤には上部に名称、下部に盤記号のネームプレートを取り付ける。  プレートは樹脂製（文字彫刻）とする。  プルボックスには用途を示す略標を付ける。　　　　　　　　　　　　　 　　(2-1.7.6)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(2-1.12.8) | | (8)　標準色 | 盤等の塗装色は特記なき場合製造者標準色とする。 | | (9)　電線・ケーブル | 「ＥＭ－○○」の記載がなくとも、ＥＭ電線、ＥＭケーブルを使用する。 | | (10)　合成樹脂可とう管 | 合成樹脂可とう管は、ＰＦ管（一重管）とし温度による分類はタイプ－２５とする。また、合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則として樹脂製とする  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2-1.2.2) | | (11)　配管等の塗装 | 金属管の塗装箇所は図面特記による。　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(1-2.7.1) | | (12)　耐震施工 | 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。  イ）耐震安全性の分類  　　　※特定の施設　　・一般の施設  ロ）地域係数Ｚ  　　　※１．０　　　　・その他（　　　）  (2-2.1.13) | | (13)　他工事との調整 | 特記なき場合は下記による。（●印適用）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分  種別 | | | 電気 | 機械 | 建築 | | 梁、床、壁貫通部 | | 補強 |  |  | ● | | スリーブ | ● | ● |  | | 壁埋込型機器類 | | 補強 |  |  | ● | | 仮枠 | ● | ● |  | | 天井埋込型機具類下地 | | 切込 |  |  | ● | | 補強 |  |  | ● | | 墨出 | ● | ● |  | | 別途機器への接続 | | | ● | ● |  | | 防火戸閉鎖装置 | | | ● |  |  | | 電動シャッター  自動扉 | 閉鎖装置 | |  |  | ● | | 二次側配線、操作スイッチ | |  |  | ● | | 二次側配管 | | ● |  |  | | 軽量鉄骨壁の機器取付用の補強 | | | ● | ● |  | | 吊りボルト用インサート | | | ● | ● |  | | 機械室、電気室の設備機器の基礎 | | |  |  | ● | | 機械室、電気室の設備ピット（蓋を含む） | | |  |  | ● | | 自立制御盤の基礎 | | |  |  | ● | | 自立型アンテナの基礎 | | |  |  | ● | | 床点検口、天井点検口 | | |  |  | ● | | 消火水槽用マンホール | | |  |  | ● | |  | | |  |  |  | |   注）複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。  冷暖房機器付属の制御盤に対する起動停止命令、インターロック及び状態表示などの配線、電動機容量については機械設備工事施工者と事前に打ち合わせること。 | | (14)　保温、結露防止 | 外部に面する壁、天井建築工事でＰＦ板（ポリスチレンフォーム等）打ち込み箇所に取り付ける位置ボックス等は保温、結露防止処理を行う。 | | (15)　インサート等 | 鋼製とする。床板で保温材打ち込み部分は、断熱材用インサート（亜鉛メッキ製品）を使用する。 | | (16)　再使用機器 | 取外し再使用機器は絶縁抵抗測定のうえ、清掃後取り付ける。 | |  | (17)　ケーブル保護 | ケーブル配線工事において壁体内及び立ち上がり、立ち下がり部は電線管保護のこと。 | | (18)　スリーブ材 | イ）水密を要する梁、床、壁のスリーブ  　　　※つば付き鋼管製　　・亜鉛鉄板製  　ロ）上記を除く箇所のスリ－ブ  　　　※紙スリーブ　　　　・鉄板スリーブ　　・ＶＰスリーブ  (1-2.9.1) | | (19)　あと施工アンカ  ー | １　あと施工アンカー　※接着系アンカー（接着剤は有機系とする）  　　　　　　　　　　　※金属拡張系アンカー（※本体打込み式）  試験等　　　　　　性能確認試験　　　※行わない　　・行う  施工後確認試験　　※行う　　　　・行わない    施工後確認試験は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」８章１２節７項による。 | | (20)　はつり | 既存コンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 | | 3  　各設備 | 1　盤類の表示他 | 各盤には標準仕様書記載の他に下記の表示を行う。  　⑴　結線図等の縮小図を添付する。（扉裏面にカードケース貼付）   1. 接地用端子を取り付ける。（図面特記による）   (2-1.7.6)  (2-1.12.8) | | 2　予備配管 | 分電盤内予備回路が４ケ以下の場合電線管２５mm２本、５ケ以上の場合は３本を天井裏ま  で配管する。 | | 3　ＬＥＤ照明器具 | 制御装置記号が特記されていないものは「一般形（ＬＮ）」とする。 | | 4　屋外灯 | １　点灯方式　　　※自動点滅器　＋　タイマー　　　・自動点滅器  　２　ポール内開閉器（配線用遮断器又はカットアウトＳＷ）  ※設ける　　　　　　　　　　　　・設けない  　３　地中配管等からの防湿処理  ※施す　　　　　　　　　　　　　・施さない  (2-1.4.2) | | 5　照度測定試験 | 一般照明の照度測定　　　・行わない　　　※行う  　測定方法はJIS C 7612「照度測定方法」による。  　これにより難い場合は監督職員と協議による。  (2-2.18.2) | | **Ⅳ　配線図記号** | | | | 配線用図記号は、標準図及びJIS C 0303による他図面特記による。 | | |  |  | | --- | | **Ⅴ　機器取付高さ** | | 機器取付け高さは下表を標準とする。ただし、これによりがたい場合は監督職員との協議による。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 名　称 | 測　点 | 取付け高さ（mm） | | 共通 | 取引用計器 | 地上～窓中心 | １，８００～２，０００ | | 電灯 | 分電盤  スイッチ　（車椅子用）  　　　　　（一般）  　　　　　（和室）  コンセント（一般）  　　　　　（和室）  　　　　　（台上）  　　　　　（厨房）  　　　　　（車庫）  　　　　　（機械室）  　　　　　（車椅子用）  ブラケット（一般）  　　　　　（踊場）  ブラケット（鏡上）  表示灯　　（車椅子用） | 床上～中心  　　〃  　　〃  　　〃  床上～中心  　　〃  台上～中心  床上～中心  　　〃  　　〃  　　〃  床上～中心  　　〃  鏡上端～中心  床上～中心 | １，５００  １，１００～１，２００  １，２００  １，２００  ４００  ２００  １５０  ８００～１，０００  １，２００  ５００～１，０００  ３５０～４００  ２，１００～２，７００  ２，５００  １５０  １，５００ | | 動力 | 壁掛形制御盤  開閉器箱  制御用スイッチ | 床上～中心  〃  〃 | １，５００  １，５００  １，２００ | | 電話 | 端子盤（廊下、室内）  壁付アウトレット（一般）  （和室） | 床上～下端  床上～中心  〃 | ３００  ３００  ２００ | | 時計拡声 | 壁掛形親時計  壁付子時計  壁掛形スピ－カ  壁付アッテネ－タ | 床上～中心  〃  〃  〃 | １，５００  天井高×０．９  天井高×０．９  １，２００ | | 誘導支援機器 | 表示盤  ベル、ブザ－、チャイム  壁付押しボタン（一般）  （車椅子玄関）  （多目的トイレ）  呼出し表示灯（車椅子用）  壁付インターホン（一般）  （車椅子用）  壁付アウトレット（一般）  （和室） | 床上～中心  〃  〃  〃  〃  〃  床上～中心  〃  〃  〃 | １，５００  ２，７００  １，２００  １，１００  ９００  ２，３００  １，２００  １，１００  ３００  ２００ | | テレビ | 機器収容箱  テレビ端子（一般）  （和室） | 天井～上端  床上～中心  〃 | ２００  ３００  ２００ | | 防災機器 | 受信機、副受信機  機器収容箱  ガス検知器（LPG）  都市ガス用検知器（軽質）  都市ガス用検知器（重質） | 床上～操作部  〃  床上～上端  天井～上端  床上～上端 | ８００～１，５００  ８００～１，５００  ３００  １５０  ３００ | |  |  |  | | --- | --- | | **Ⅵ　照明器具表** | | | 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）によるほか図面特記による | | | **Ⅶ　官公署届け出書類** | | | 1　電力関係  　　・工事計画届け  　　・使用前検査申請  　　・電気使用、変更申し込み  　 2　消防関係  　　・消防設備等着工届け　・・・・・　自動火災報知設備  　　・消防用設備等設置届け　・・・・　自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　非常放送設備、非常コンセント設備等  　　・設置届け　・・・・・・・・・・　発電設備、変電設備、蓄電池設備 | | |  | | | **秋田県建設部営繕課** |  | |